

意見書

平成20年 6月 23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 745-8686
(ふりがな) やまぐちけんしゅうなんしこうえんく
住所 山口県周南市公園区
(ふりがな) やまぐちほうそうかぶしきかいしゃ
氏名(注1) 山口放送株式会社
いわた ゆきお
代表取締役社長 岩田 幸雄

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
全体に関して		全体	全体として、「地方ブロック向け放送」について、地域振興、地域情報の重要性に配慮して広帯域が割当てられていることや、既存ラジオ局のノウハウの活用等を制度化の理念としてあげているなど賛同できる内容となっている。
14 ページ	表中（上段）	全国をどのように分割してブロックを定めるか	ブロックの地域性及び参入事業者の意見を踏まえた上で、国民的インフラである放送サービスの対象エリアは、国において定めるべきである。
24 ページ	10 行～	放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考える	周波数割り当てについては混信等が発生しないよう、全国全ブロックを考慮した調整をおこなう必要があり、円滑な置局作業を実現するためにも国が各ブロック間の調整をすべき。
24 ページ	14 行～	こうした場合には、（中略）すべて「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集する	「全国向け」「地方ブロック向け」を別々の周波数割当とする制度理念を尊重するためには、このやり方は採用すべきではない。 申請がおこなわれない地方ブロックが生じた場合でも、他のブロック事業者の協力や参入を含め、ブロックサービスが確実に担保されるべき。

26 ページ	16 行～	「全国向け放送」に割り当てた周波数により、「全国で同一の放送番組」を放送しながら、あわせて「地方向けの放送番組」を放送することも想定される。	「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」を設けるという本制度の主旨に則れば、「地方向けの放送番組」はあくまで「地方ブロック向け放送」によっておこなわれるべき。
29 ページ	30 行～	「ハード・ソフト分離」の制度の導入	既存の放送はハード・ソフト一致による責任運営で国民の信頼を得てきた。そのことを考えると、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連が成立すべきである。
31 ページ	3 行～	放送局に係る表現の自由享有基準	既存の放送とは違ったビジネスモデルが予想されることから、緩和の方向とすることに賛成である。さらに、既存放送事業者とその他の参入希望者とで不公平とならないよう配慮されることをお願いしたい。
34 ページ	9 行～	サイマル放送の扱い 国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。	サイマル放送は、既存アナログラジオ聴取者に対する保護とあわせて、受信端末の普及にも効果があると思われる。地域の状況に合わせてサイマル放送の実施が事業者の判断でおこなわれるよう、制約は設けるべきでない。

39 ページ	12 行～	同一の技術基準を用いることが効果的	マルチメディア放送成功の最大の鍵は視聴者の数である。受信端末の低廉化を図り受信者の利便性を高めるために、「地方ブロック向け放送」について1の技術方式とするとともに「全国向け放送」においても同一の方式を採用し、受信環境整備を容易にすべき。
41 ページ	13 行	1の国内規格を決定することで	